

平成23年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【3年標準型】

小論文試験問題 (配点：100点)

注意事項

- 1 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 2 問題冊子は、全部で11ページである。
解答用紙は、全部で5ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 3 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名及び受験番号を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 4 解答は、すべて解答用紙の所定欄に記入すること。
- 5 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 6 机上に各自の「受験票」と「大学入試センター法科大学院適性試験受験票」を出しておくこと。

第1問

次の文章（最上敏樹『人道的介入—正義の武力行使はあるか—』岩波新書・2001年）を読んで、問に答えなさい。なお、出題に際し、一部省略した箇所および表現を変更した箇所がある。

かつて、平和とは戦争をしないことだった。侵さず、殺さず、奪わぬことこそが、「平和」だった。1920年に国際連盟が成立し、集団安全保障という考え方が登場して以降は、それに「侵略を鎮圧すること」という意味内容がつけ加えられた。「侵さないこと」に加え、「侵した国を罰すること」が平和の重要な要素となったのである。

それらはいずれも、国家間のルールを守り、守らせることに主眼があった。別の言い方をすれば、国々が相互にそういうルールを守り合っていさえすれば、国の中でいかにひどいことが起こってしようと、「平和」は保たれていることになっていたのである。国際法的に見るならそれは、侵略と戦争の違法化、武力行使の禁止、他国への干渉の禁止、主権の尊重といった原則の確立強化を意味する。

また、思想的に見た場合、それは、ある程度まで絶対平和主義の立場に重なっている。侵さない、干渉しないということは、いかなる場合でも武力を行使しないということであり、それは絶対平和主義の核心でもある。これに対し、集団安全保障に基づいて「侵した国を罰する」ような「平和」は、おそらく絶対平和主義とは相いれないだろう。「ある程度まで」と限定したのはそういう理由からである。いずれにせよ、「国家間の平和」の意味は比較的わかりやすく、明瞭である。

これに対し、主権国家の内部で起こる事柄になると、「平和」の意味はそれほど明瞭ではない。奇妙なことに、内戦をしてはならないという国際法は存在しないのである。そのため、誰か第三者が内戦を強制的にやめさせることもできない。それどころか、かつては、内戦の一方当事者に武力援助を与えることが合法とされていた時代さえあったのである（現在でもそういう解釈は残っている）。

だが法的にはともかく、内戦も事実上の戦争である以上、それが戦われている限り、民衆の平和はない。そうであるなら、国際法で禁止されていないからといって、自由におこなってよいことにもならないだろう。多くの内戦に対して国際連合総会や安全保障理事会が停戦決議を発したり、平和維持活動を展開したりしてきたのは、国際社会に、「内戦も起きてはならないことだ」という規範意識が広く浸透していることの現れだと言ってよい。

だが次に、一国内において、戦闘行為はないものの、政権によって民衆の基本的自由および権利がはなはだしく侵害されているような場合はどうだろうか。かつてそれは、国際平和の問題ではなかった。国民にどれだけの自由と権利を与えるかは各国の国内問題であり、それが不十分であっても国際平和の問題になることはなかったのである。

人種差別等のはなはだしい人権侵害が国際平和の問題になったのは、1960年から70年にかけて、国連がそういう侵害に「国際関心事項」という特別の名前を与えてからである。そういう政策をとっていると指弾された国に対しては、国連が「介入」し、制裁を加えたりすることが法的に許されるようになった。そのときの対象は、白人政権による有色人種弾圧の激しかった南ロー

デシヤ（現在のジンバブエ）と、白人と有色人種とを完全に分離するアパルトヘイト政策を続けていた南アフリカという、アフリカの2ヶ国である。

問題は、そういう場合にとられる措置には武力行使が含まれるかどうか、という点である。南ローデシヤと南アフリカの場合には、武器の禁輸や経済および文化交流の停止など、「非軍事的な」措置にとどまり、武力行使までは行かなかった。その理由のひとつは、冷戦時代で米ソの不一致もひどく、国連が軍事的措置をとろうとしても不可能だったからである。だがそれ以上に、両国における人種差別が——非道きわまりないものではあったが——人間の集団殺害といった事態には至っていなかったことのほうが大きな要因だった。いかに非道ではあっても、ただちに武力介入が必要な緊急事態に立ち至っていないのなら、国連といえどもむやみに武力行使をするわけにはいかない。

ならば、罪もない多数の人々が殺害されている場合なら、武力を用いてでも介入することが可能だろうか。国連ならば文句なしに可能である。「平和を壊す」と判定される様々な行為に対して、安保理は、非軍事的措置だけでなく軍事的措置をとると決定することもできるからである（国連憲章 41 条、42 条）。非軍事的措置と軍事的措置をあわせて「強制行動」と呼ぶが、それを発動する対象は、非人道的な状況であってもなくてもかまわない。平和を壊す行為（厳密には「平和に対する脅威、平和の破壊、および侵略」の3種類＝国連憲章 39 条）と認定されるものがありさえすれば、法的には十分なのである。

冷戦が終わり、アメリカとロシアの不一致は大きな障害ではなくなった。かつての南アフリカや南ローデシヤ以上にはなほだしい人権侵害に対しては、安保理が軍事的強制行動をとることもありうるだろう。だが、よりやっかいな問題は次の点にある。つまり、内戦が起きていようといまいと、罪もない人々が多数殺される極度の非人道的状況が存在し、それに対して安保理が強制行動を起こさぬ場合、個々の加盟国が勝手に軍事行動をとることができるか、という点である。

いまも述べたように、安保理がなんらかの「国連軍」を編成してそれを行うのであれば、法的にはなんら問題がない。国連憲章に定められた強制行動をとるだけのことだからである。また、安保理が一部加盟国にそのような武力行使を要請（あるいは容認）することも、なんら問題がないとまでは言えないが、全く不可能ではないだろう。少なくとも、南ローデシヤの事例で英国に要請したという先例はある。そのように国連自身が行うのでもなく、国連の要請によって行うのでもない、個別国家の独断による武力行使というものが、はなほだしい人権侵害や非人道的状況を中止させるためという理由があるなら許容できるか——それが次の問題である。

この問題を《人道的介入》と呼ぶ（正確には《狭義の人道的介入》である）。この種の人道的介入は、ごく最近では 1999 年 3 月から 7 月にかけて、北大西洋条約機構（NATO）軍が新ユーゴスラヴィアに対して行った爆撃の際に脚光を浴びた。のちにも述べるように、この爆撃自体は、人道的介入のモデルケースとはみなしにくい事例である。同国のコソヴォ自治州で、殺戮や迫害などさまざまな非人道的事態があったことはたしかだが、とられた手段（＝空爆）、それをとった手続き（＝安保理無視）、得られた成果（＝迫害の循環）のいずれをとっても、疑問の残る行動だったからである。

少なくともそれは、《許容しうる人道的介入》のモデルケースであったとは考えにくい。その意味で、この爆撃の是非を論ずることと、人道的介入の是非を論ずることは、おのずと別の事柄で

ある。それゆえ、あの事例をもとに人道的介入を肯定する議論も、それをもとに人道的介入を否定する議論も、同程度に意味をなさない。そうではあるものの、あの事件を契機に人道的介入という言葉そのものは忽然とよみがえった。きっかけとなった事件の是非とは別に、非人道的事態にのぞんで何をなすべきかという、平和の重い問題が姿を現したのである。

もともと、以下で議論を進めていくように、非人道的状況に対して国々が独断で武力行使ができるかという意味での人道的介入（狭義の人道的介入）の問題は、本書が目を向ける唯一の問題ではない。唯一の問題ではないが、現代における平和のつくり方を考えるときに、避けて通ることのできない問題ではあるだろう。この問題のうちに、(a) 《複雑化した平和》 が凝縮して現れているからである。

他者をはなはだしい人権侵害から救うためなら、これまでは「非・平和」の象徴だった武力行使をおこなえるようになるのか。それも、国際社会の権威的な決定（たとえば国連安保理決議）を待たずに、どの国も自由に個別にできるのか。いずれの問いに対しても、「しかり」という答えが安直に与えられるとは思われない。他方で、それらの問いに「否」と答える場合には、ならばその代わりに何をすべきか、という問題がつきまとい続けるだろう。

そこには、複雑化した平和という現実が二重に投影されている。ひとつは、平和のためにどこまで他人を強制できるか、特に、どこまで暴力や武力を行使できるか、という問題においてである。もうひとつは、人は平和のためにどこまで危険を引き受けることができるか、引き受けねばならないか、という問題においてである。

このうち、とりわけ第1の問題が厄介だと言える。かつてならば、平和の問題を考えるときには、とりわけ絶対平和主義の思想に立って平和を論ずる場合には、「武力行使をしてよいかどうか」という問いそのものがほとんどありえなかった。しかし、無辜の人々が大規模に惨殺されるような状況は、その問いを問うことを私たちに強いる。かつてはありえなかったはずの問いに、真正面から向き合わねばならなくなるのである。平和を大切に思い、殺戮や破壊を地上からなくすことを真剣に希求してきた人々であればあるほど、それは、関わりたくない問いでさえあるだろう。

にもかかわらず平和主義は、その問いに関わらざるをえない。おそらく、実行主体が国々であれ国連であれ、平和と人道のために武力を行使するかどうかという問題のうちに、平和主義の根幹にふれる重い倫理的問いがこめられているからである。「無辜の人々がなぶり殺しにされているときに、私たちは何もしなくてもよいか」という、重い問いである。

これは難問である。平和を真剣に考え真摯に希求している人間ならば、「何もしなくともよい」とは絶対に答えようのない問題だからである。何かをしなければならない。しかもその「何か」には、厳格な絶対平和主義のもとでは認められないであろう、一定の武力行使も含まれるかもしれない。それはいかにも重く、悩ましい問いではないか。

重さと悩ましさの根源は、その問いがはらむ倫理性にある。フランスの哲学者ポール・リクールは、「人の苦しみはそれを見た者に義務を負わせる」という言葉でこの倫理性を表現した。迫害の犠牲者が存在するとき、それを見た他人たちは犠牲者を救済する義務を負う、と言うのである（リクール・1997）。それは法的な規範や政治的な配慮を超えた、高度に倫理的な要請である。いやそれは、有無を言わせぬ絶対倫理の議論でさえあるだろう。

第1に、その根拠は生の絶対性、すなわち「生に本来的に結びついている価値が肯定される」

ことにある。第2に、そこから生まれる義務も絶対的な「定言命令」であり、だれしもそれに逆らうことはできない。そのように生の絶対性が前提され、自分とは直接に関わりのない他人の存在のありようについて義務を負い、しかもそれに逆らってはならないのなら、これは絶対倫理と呼ぶほかないのではないか。

難問の難問たるゆえんも、まさにそこにある。リクールの局面において、絶対倫理と絶対平和とが鋭く緊張関係に立つからである。とりわけ、リクール自身はそこまで言っていないが、その絶対倫理を実践するために暴力を使わねばならないのだとしたら、両者の緊張関係は抜きさしならないものとなる。平和は武力を用いてこそ保たれ、正義は武力に頼ってこそ実現されるという立場に立つ人々にとって、そこにはいかなる難しさもない。しかし、武力を用いず平和をつくるという倫理的立場を選択し、武力行使の忌避（不殺戮）にこそ正義を見いだす人々にとって、この緊張関係は難問そのものとなるのだ。

もっとも、あらかじめ注意しておくべきことがある。上述の重い問いに向き合ったからといって、一部の（単純な）人道的介入推進論者が主張するように、ただちに国々の独断的な武力行使を認めねばならなくなるわけではない、ということである。歴史の実例から判断する限り、そういう方法が最善であるとの保証もない。「何かをしなければならない」と「何をしてもよい」との間には、限りなく大きな隔たりがあるのである。

そこでは単純な二者択一が役に立つわけでもない。むしろ、大きな隔たりの間にある無数の選択肢のなかから最も適切なものを選ぶという、すぐれて実践的な平和追求作業こそが求められるのである。人道的介入を考えるということは、そうして、鋭い緊張関係のなかで重い倫理的課題に向き合い、実践的に平和への道を選び取るということにほかならない。

ただそれでも、難問のもうひとつの側面がまだ残っている。どの選択肢を選ぶにしても、どこまでの危険を引き受けねばならないか。人道的介入というと、圧倒的な軍事大国が小国に攻めこむという図式、とりわけ、空爆だけに徹して自分たちの危険を最小にする場合が想像されやすいが、それはむしろ例外に属する。軍を送って迫害される人々を救う場合でも、地上戦をおこなうとなると相当の危険を負うことになるだろう。

国連その他の機関の文民要員や、種々の非政府組織(NGO)の人々が紛争地域に入る場合には、更に多くの危険にさらされる。そのような危険を誰がどこまで引き受けるべきか。あるいは、誰がどのように排除できるか。こうした問題は、狭義の人道的介入についての議論ではあまり問題にならないかもしれないが、非人道的状況におかれた人々を救うためのあらゆる行為を人道的介入のなかに含めるなら（これを《広義の人道的介入》と呼ぼう）、実は人道的介入の大切な論点となる。むしろ、こうした問題のほうがより実際的であるかもしれない。

この場合も、選択肢の幅は同様に広いだらう。危険をまったく顧みないやり方、危険を排除するために相応の実力行使をするやり方、極度の危険がおさまるまでは介入（救援）を断念するやり方、等々である。いずれにせよそれは、平和の思想と行動にとって、それぞれにむずかしい選択を迫るものとなる。危険を顧みない場合も、危険がおさまるまで断念する場合も、種類は違いますが重さはよく似た難問が姿を現すのだ。

以上どの問題も、唯一の答えが簡単に見つかるわけではない。それでも歴史のこの時点で考えておくべき問題ではある。20世紀が平和の大切さを遺産として残すと同時に、人権と人道の大切

さをあざやかに刻印し、かつ、平和と人権／人道との関係がどのようなものであるか、完全には明らかにしないままに幕を閉じたからである。平和をつくる営みはどのように人道的でなければならないか、逆にまた、人道的な活動はどのように平和的でなければならないか——②人道的介入という問題は、それらを考える好個の素材としてある。

問1 文章中の下線部(1)にある「《複雑化した平和》」とは、どういう意味か。400字以内で説明しなさい。(配点＝20点)

問2 文章中の下線部(2)にある「人道的介入という問題」について、著者はどのように考えるべきであると述べているか。600字以内で説明しなさい。(配点＝30点)

第2問

古代ギリシアのアテナイで活躍したソクラテスは、神に対する不敬と若者たちを墮落させたことで告訴され、ソクラテス自身による必死の弁明にもかかわらず、陪審裁判の結果、死刑判決を受けた。下記の対話は、死刑判決を受けた獄中のソクラテスを、友人のクリトンが訪ね、脱獄を勧めた際に行われたものとして、ソクラテスの弟子のプラトンが描き出したものである。

ソクラテスの発言を3点に分けて要約し、それぞれに対して反論しなさい(800字以内)。

(配点=50点)

ソクラテス いまぼくたちが、国家国民の承諾を得ないで、ここから出て行くとするならば、それは何ものかに、ぼくたちが害悪を与えていることにならないだろうか。しかも一番それを与えてはならないものに、それを与えていることにならないだろうか。どうだね、それとも、ちがうだろうか。またぼくたちは、ぼくたちが同意を与えたことに対して、それが正しいかぎりにおいて、忠実に約束を守っていることになるだろうか。それとも、そうではないだろうか。

クリトン いや、ソクラテス、きみのその問いには、ぼくは答えができないよ。思い当るものがないんでねえ。

ソクラテス いや、それなら、こう考えてみたまえ。いまぼくたちが、ここから脱走——と呼ぶのが悪ければ、何とでも名づけていいのだが、とにかく、そうしようとしているところへ、国法が、国家公共体とともにやって来て、ぼくたちの前に立って、

どうぞ、ソクラテス、言っておくれ。お前は何をするつもりなのだ。そのお前がやりかけている所業というものは、わたしたち国法と国家全体を、お前の勝手に、一方的に破壊しようともくろんでいることになりはしないかね。それともお前は、一国のうちにあって、一旦定められた判決が、少しも効力をもたないで、個人の勝手によって無効にされ、目茶苦茶にされるとしたならば、その国家は、顛覆をまぬかれて、依然として存立することができると思っているのか。

と、こうたずねるとしたならば、この問いに対して、またほかにも、この類の問いがなされるとしたならば、これに対して、ぼくたちは、クリトンよ、何と答えたものだろうか。というのは、これは一旦下された判決は、有効でなければならぬと命ずる法律が、葬られようとしているわけなのだから、その法を守るためには、多くのことが言われるだろう。特に弁論の得意な者なら、いくらでも言い分を見つけることができるだろう。それとも、ぼくたちは国法に向って、

それは国家が、われわれに対して、不正を行なったからです。不当の判決を下したからです。と、こう言おうか。ぼくたちの言うことは、これだろうか。それとも、何だろうか。

クリトン いや、ゼウスに誓って、それこそわれわれの言おうとすることだよ、ソクラテス。

ソクラテス では、もし国法が、こう言ったら、どうだね。

ソクラテス、そんなことまで、わたしたちとお前の中で、もう取りきめができていたのだろうか。それとも、むしろ国家の下す判決は、忠実に守るということが、約束されていたのではないかね。

と言ったらだ。そしてもしぼくたちが、かれらの言うことに驚いているならば、たぶん、こう言うだろう。

ソクラテスよ、わたしたちの言葉に驚かないで、答えておくれ。ちょうどお前は、問答の扱いには慣れているのだからね。さあ、それはこういう問いなのだ。お前はわたしたちと国家に対して、何を不服として、わたしたちを破壊しようと企てるのか。まず第一に、お前に生を授けたのは、わたしたちではなかったのか。つまりわたしたちのしきたりによって、お前の父はお前の母を娶り、お前を産ませたのではないのか。そうだとすれば、さあ、はっきり言ってもらいたいものだ。わたしたちのうちには、婚姻に関する法律があるのだが、これがよくないといって、お前は何か文句をつけるのだろうか。

いや、文句はありません。

と、ぼくは答えるだろう。

しかし、そうやって生れて来てから、お前もそれによって教育された、その扶養や教育についてのしきたりが、いけないというのかね。あるいは、このために定められた法律や習慣が、お前を音楽や体育で教育することを、お前の父親に言いつけていたのだが、このような指図はよくなかったのかね。

いや、結構です。

と、ぼくは言うだろう。

よろしい。それなら、そこでお前は生れ、養育され、教育されたのである以上は、お前もお前の遠い親たちと同様にわたしたちから生れた子供であり、わたしたちのところの家の子であったのだということを、否定することができるだろうか。そしてもしそれが否定できない事実だとすれば、お前とわたしたちとの間に、対等の権利（正しさの平等）などというものが、はたして存在するとお前は思うのか。つまりわたしたちが、お前に対して、何かをしようとした場合、それが何であっても、それをお前もまた、わたしたちに対して仕返しすることが、とうぜんの権利（正しいこと）だとお前は思うのか。それとも、いいかね、父親に対する場合とか、あるいは主人という者を、もしお前がちょうどもっているとしたならば、その主人に対する場合とかでは、何かをされたなら、何でもそれを仕返しするというような、対等の権利（正しさの平等）というものは、お前のためには存在していなかったのであって、ひどいことを言われたからといって、言い返したり、打たれたからといって、打ち返したり、その他いろいろ、それに似たことをするのは、正しいこと（とうぜんの権利）ではないとされていたのであるが、しかし祖国や国法に対しては、どうだね、それがお前に許されることになるのだろうか。すなわちもしわたしたちが、正しいと信ずる理由があって、お前を死に導こうとするならば、お前もまた、これに対して、わたしたち国法と祖国とを、お前の力の及ぶかぎりにおいて、破滅に導くことを企て、しかもこの行為は正しい行為であると主張することになるのだろうか、本当に徳に心がけている人だというお前が。それとも、お前は賢すぎて、忘れてしまったのではないかね。母よりも、父よりも、その他の祖先のすべてよりも、祖国は尊いもの、おごそかなもの、聖なるものだというところ。それは神々の許にあっても、心ある人々の間においても、他にまさって大きな比重を与えられているのだということ。だから、ひとはこれを畏敬して、祖国が機嫌を悪くしている時には、父親がそうしている時よりも、もっとよく機嫌を取って、これに譲歩しなければならないのだ。そしてこれに対しては、説得するか、あるいはその命ずるところのものを何なりとも行なうのでなければならないのである。

またもし何かを受けることが指令されたなら、静かにそれを受けなければならないのだ。打たれることであれ、縛られることであれ、戦争につれて行かれて、傷ついたり、死んだりするかも知れないことであっても、その通りにしなければならないのだ。正しさとは、この場合、そういうことなのだ。そしてそこから退いても、引いてもいけないのであって、持場を放棄することは許されないのだ。むしろ戦場においても、法廷においても、どんな場所においても、国家と祖国が命ずることは、何でもしなければならないのだ。そうでなければ、本来の正しさを満足させるような仕方では、説得しなければならないのだ。これに反して、暴力を加えるというようなことは、母に対しても、父に対しても、神の許したまわぬところであるが、祖国に対しては、なおさらのことなのである。

という、この言葉に対して、ぼくたちは何と言ったものだろうか、クリトン。国法の言うことは、本当だと答えようか、それとも、そうではないかね。

クリトン いや、本当だと、ぼくは思う。

ソクラテス それなら、考えてみてくれ、ソクラテス。

と、たぶん、国法は言うだろう。

わたしたちが、お前のいま行なおうと企てている、その企ては不正だと言うのは、それは、真実、その通りか、どうかということ。なぜなら、わたしたちはお前を生み、養い、教えて、わたしたちにできるかぎりの、すべてのよきものを、お前にも、国民の他のすべての者と同様に、分け与えたその上で、なおアテナイ人のうち誰でも、望む者には、成人に達してから、この国のなかで行なわれていることがらを見、わたしたち法律習慣を見た上で、もしわたしたちが気に入らないなら、自分の持物をもって、どこへでも、自分の好きなところへ、出て行くことが自由にできるということを、すでにそういう自由を設けていることによって、公示しているからである。そしてわたしたち国法は、どれを取ってみても、お前たちのうちの誰かが、わたしたちとこの国とが気に入らない場合、植民地へ出て行きたいと思うにしても、またどこかよその国に寄留しようと思うにしても、どこでもその欲するところへ、自分の持物をもって行くことを、妨げもしないし、また禁止もしていないのである。しかしお前たちのうちで、わたしたちがどのような仕方でも裁判をし、その他の点でも、どのように国政を運営しているかを見て、ここにとどまる人があるならば、その人はすでに、これからはわたしたちの命ずることは、何でもするというのを、行動によって、わたしたちに向って、同意したのであると、わたしたちは主張する。そしてこれに服従しない者は、三重の不正を犯しているのだと主張する。すなわち生みの親たるわたしたちに服従しない点が、それであり、また育ての親たるわたしたちに服従しない点も、それである。その上、わたしたちに服従することを約束しておきながら、服従もしないし、またわたしたちのしていることに、何かよくない点があるなら、そのことをわたしたちに説きかせることもしないからである。すなわちわたしたちは、何でもわたしたちの命ずることは、これをなせと、乱暴な仕方では指令しているのではなくて、これを提示して、わたしたちを説得するか、そうでなければ、これをなせと、選択の余地をのこして言っているのに、そのどちらもしないからである。

かくて、これらの^{とが}答を、お前もまた、ソクラテスよ、もしお前のもくろんでいることをなすようなことがあれば、受けなければならないだろうと、わたしたちは主張する。しかもお前の答は、アテナイ人のうちでは、決して小ではなく、むしろ中でも、一番大きいと主張する。

と言い、これに対して、ぼくが

いったい、どうしてです。

と聞くならば、ちょうどぼくが、アテナイ人のうちでもいちばん多く、いま言われたような約束に、同意を与えていることになっていると言って、たぶん、ぼくに肉薄して来るだろうが、それも正当なことかも知れない。つまり、かれらの言うことは、こういうことになるだろう。

ソクラテスよ、お前にこの国と、わたしたちが気に入っていたという、そのことについては、わたしたちは大いに証拠となるものをもっているのだ。なぜなら、お前がいつもこのアテナイにへばりついていることと云ったら、ほかのどのアテナイ人とも段違いのことなのだが、これはこの国が、お前に格別気に入っているのでなかったら、到底あり得ないことだったのだ。お前はただ一度のイストモス行を除いては、祭礼のために国外へ出ることも未だなかったし、出征のためでもなければ、ほかのどこへも行ったことがなく、ほかの人たちがするような外遊も、ほかに未だ一度もしたことがなく、よその国やその法律習慣などを知りたいと思う心が、お前を捉えたこともなかった。むしろお前には、わたしたちとわたしたち国家があれば、それでたくさんだったわけなのだ。お前はわたしたちを選ぶのに、そんな偏執をもってし、わたしたちの定めるところに従って、国民生活をするに同意して来たのだ。とりわけ、お前がこの国のなかで、子供たちをもうけたということは、この国がお前の気に入っていたことを示すものだと取れるわけだ。それから、なおまた、この度の裁判そのものにおいて、もしお前にその希望があったなら、国外追放の罪科を申し出ることができたのであり、いまお前が、国民の承諾も得ないで、行なおうと企てていることを、あの時は、公認の下に行なうことができたのだ。それなのに、あの時には、たとい死刑になっても、じたばたするようなことはないとはばかり、体裁をつくって、自分から主張して、国外追放よりも、むしろ死刑をお前は選ぼうとしたのだ。それを今になってお前は、あの時の言葉に対して恥じることもせず、わたしたち国法を顧慮することもなく、これを無にしようと企てている。脱走を企てるなんて、それは最もやくざな奴隷がするようなことを、お前はしようとしているのであって、お前が国民として守ることを、わたしたちに約束したところの、その約束と同意に違反した行為なのだ。だから、まず第一は、ただこのことを答えてくれ。わたしたちはお前が、わたしたちの定めるところに従って、国民としての生活をして行くということを、言葉の上ではないにしても、行動によって、すでに同意したのだと主張するわけなのだが、このわたしたちの言うことは、真実だろうか、それとも、真実ではないのだろうか。

と、かく問うのに対して、ぼくたちは何と答えたらいいだろうか、クリトン。どうだね、これに同意を与えることにしようか。

クリトン そうするよりほかはないだろう、ソクラテス。

ソクラテス それなら、どうだね、

と、相手は言うだろう。

お前はわたしたち自身に対して約束し、同意したことを、いま踏みにじろうとしているが、しかしその約束に、お前が同意したのは、強制によるのでもなければ、だまされた結果でもなく、また短時間のうちに考えをきめることを余儀なくされたのでもなく、70年の間に、よく考えることができたのではないか。それだけの年月の間、もしわたしたちが、お前の気に入らないとか、あるいは同意した約束が、正しいものではなかったと、お前に見えるとかいうことがあったなら、

お前はここから立ち去ることができたのだ。しかしお前は、ラケダイモン（スパルタ）やクレテを、その法律や習慣を、つねづねよいとしていたにもかかわらず、アテナイの代りに選ぶとはしなかったのだし、またギリシアやギリシア以外の、他のいかなる国家をも、特に選ぶとはしなかったのだ。むしろアテナイから出て、外に遊ぶというようなことは、足のきかない人や目の見えない人や、その他の身体の不自由な人たちよりも、もっとしなかったのである。つまりそれほどまでに、お前にとって、他のアテナイ人はくらべものにならないくらい、格別、この国が気に入っていたし、またわたしたち国法が気に入っていたのだということは、明らかなのだ。なぜなら、国法を抜きにして、国家だけが気に入るなんてことが、何人にあり得るだろうか。それなのに、今になってお前は、すでに同意したことを、忠実に守ろうとはしないのか。とにかく、わたしたちの言うことが分るなら、ソクラテス、お前はそれを守ってくれるだろう。そしてこの国から逃げ出して、もの笑いになるようなことはしないだろう。

というのは、いいかね、よく考えてごらん。もしお前がこれを踏みにじって、その何かの点で誤りを犯しているならば、それはお前自身に対しても、またお前の知人たちに対しても、何のよい所業となるのかということをおね。というのは、お前の知人たち自身も、追放になって、自分の国を奪われたり、あるいは財産を失ったりするような、危険な目にあうことは、ほとんど明らかだからだ。またお前自身、まずいちばん近くにある国のどこか———というと、テバイでも、メガラでも、どちらもよい法律や風習をもっているから、あそこ———へ行くとしても、ソクラテス、お前はその国制の敵として迎えられることになるだろう。そして自分たちの国のことを心配している人たちは、お前を国法の破壊者と考えて、お前に疑いの眼を向けるだろう。そしてお前は、お前の裁判をした人たちの考えに、裏づけを与えることになり、あの判決を下したのは、正当だったと思われるようにすることになるだろう。なぜなら、いやしくも国法を破壊するような者なら、若い者や考えのない者を破滅に導くにきまっていると、たぶん、考えられるだろうからね。それなら、どうするかね、よい法律や風習をもっている国とか、世にも律儀この上ないような人たちとかは、避けて近づかないことにするかね。そしてそんなことをして、お前には人生が、はたして生きがいのあるものとなるだろうか。それとも、どうかね、お前は那些人たちに近づいて、恥ずかしげもなく、問答を交わすつもりなのかね。いったい何を論じてだ、ソクラテス。いや、それは言うまでもなく、ここで論じていたと同じこと、人間にとって最大の価値をもつものは、徳であり、なかでも正義であり、またしきたりであり、国法であるというようなことをかね。そしてそこにおいてソクラテスという者の、その所業が、不^ぶ様^{さま}なものに見えて来るだろうとは思わないのかね。いや、とにかく、そう思わずにはいられない。しかしお前は、これらの場所から退去して、テッタリアへ行き、クリトンの客筋に当る者のところへでも、身を寄せることにするかね。あそこへ行けば、秩序も抑制も、最大限に無視されているからね。そしてたぶん、よろこんでお前の話を聞いてくれるだろうからね。つまりお前が、何かの衣裳を身につけて———というのは、皮衣とか、何かほかにも、脱走者のよく身につけるものが通常きまっているが、そういうものを着て———それでお前の姿を変えて、脱走したその模様の、ひとを笑わせるような話をね。しかしお前は、老人の身で、余生ものこり少いと大方は見られるのに、最も大切な法を踏みにじってまで、こんなに執念深く、ただ生きることを求めて憚らなかつたのだというふうにする者が一人もいないだろうか。たぶん、お前がひとの感情を害するようなことをしなければ、そういう

ふうに言う人もいないかもしれない。しかしそういうことがあれば、ソクラテス、お前はいろいろ、お前自身にとっては不当のことまで、言われることになるだろう。だからお前は、すべての人の機嫌をうかがいながら、奴隷の役をして、生きて行くことになるだろう。——しかもその生とは、テッタリアでは、御馳走でも食べるよりほかに、何をすることがあるのだ。まるで食事のために、テッタリアまで逃げて行ったようなものではないか。これに対して、あの正義、その他の徳についての議論は、どこにあることになるのか、ひとつ教えてもらいたいものだ。

（出典：田中美知太郎訳「クリトン」『プラトン全集1』所収、岩波書店・1975年。なお、出題に際し、一部省略した箇所および表記を変更した箇所がある。）